

平成 18 年度

行政監査結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査テーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象機関	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の方法	2
6	監査の実施期間	2
第2	監査の結果	2
1	生産物の払下等に係る規程等について	2
2	事前申請及び代金の前納について	3
3	払下げ価格の決定状況について	6
4	領収証の交付等について	7
第3	監査の意見	10
	資料（各機関毎の監査結果）	11

第1 監査の概要

1 監査テーマ

各種生産物払下げ事務の取り扱いについて

2 監査の目的

本県の各試験研究機関等における生産物の払下げは、財務規則及びそれぞれの機関で制定した払下規程や取扱要領に基づいて事務処理がなされている。

これらの事務処理については、平成14年度の定期監査時から各生産物払下規程が、現場での取り扱いと乖離していることを指摘し、当該払下規程の見直しを含め、改善を促してきたところであるが、未だなされていない状況にある。

そのため、今回の行政監査において現場の取り扱いの状況と課題について把握し、現行払下規程等の具体的な見直しと事務の改善に資することを目的として実施した。

3 監査の対象機関

生産物売払収入のある企画部・農林水産部及び教育庁のうち、各払下規程等に基づいて処理を行い、年間およそ100万円以上の収入のある機関を部局別及び地域区分等を考慮して抽出し、18機関を対象に実施した。

表1 監査対象機関

企画部（7機関）	農林水産部（5機関）	教育庁（6機関）
農業研究センター	農業大 学 校	中部農林高等学校
農業研究センター宮古島支所	家畜改良センター	南部農林高等学校
畜産研究センター	北部家畜保健衛生所	宮古農林高等学校
八重山家畜保健衛生所	南部林業事務所	八重山農林高等学校
水産海洋研究センター	栽培漁業センター	沖縄高等養護学校
水産海洋研究センター石垣支所	—	翔南高等学校
海洋深層水研究所	—	—

* 監査対象機関名は、平成18年4月1日時点の名称である。(以下、同じ)

4 監査の着眼点

- (1) 生産物の払下げに係る事務処理は、財務規則や払下げの各規程等に基づき行われているか。また、各規程等は現場の実態に沿った合理的なものとなっているか。
- (2) 生産物の払下げ価格の決定方法は、適正に行われているか。
- (3) 払下げに係る現金の取り扱いは、適正に行われているか。

5 監査の方法

監査対象機関から事前に監査調書の提出を求め監査を実施した。

6 監査の実施期間

平成 18 年 8 月 21 日から平成 18 年 9 月 6 日まで

第 2 監査の結果

1 生産物の払下げに係る規程等について

各試験研究機関や農林高校等、県の施設における試験研究や実習に伴う結果生じた生産物については、試験研究や実習等に消費されるもの以外は、有償で払下げるのが原則となっている。

生産物の払下げに係る事務手続は、財務規則に基づくほか、各部局で定めてある各払下規程等に基づいて行うことになっている。

- (1) 企画部及び農林水産部が所管する試験研究機関等の各払下規程においては、事前申請と代金の前納が規定されている。
- (2) 県立農林高校等の取扱要領においては、事前申請と代金の前納は規定していない。

表 2-1 各払下規程等と生産物の払下げの手続き

規程・要領名	監査対象機関名	部局名	事前申請の有無	代金の前納の有無
農業研究センター生産物払下規程	農業研究センター	企画部	有	有
	農業研究センター宮古島支所	企画部	有	有
沖縄県 農業大学校生産物払下規程	農業大学校	農林水産部	有	有

規程・要領名	監査対象機関名	部局名	事前申請の有無	代金の前納の有無
畜産生産物払下規程	畜産研究センター	企画部	有	有
	家畜改良センター	農林水産部	有	有
	北部家畜保健衛生所	農林水産部	有	有
	八重山家畜保健衛生所	企画部	有	有
林業種苗払下規程	南部林業事務所	農林水産部	有	否(注1)
水産生産物払下規程	水産海洋研究センター	企画部	有	有
	水産海洋研究センター石垣支所	企画部	有	有
	栽培漁業センター	農林水産部	有	有
沖縄県海洋深層水研究所生産物払下規程	海洋深層水研究所	企画部	有	有
県立農林高等学校生産物取扱要領	中部農林高等学校	教育庁	—	—
	南部農林高等学校			
	宮古農林高等学校			
	八重山農林高等学校			
	沖縄高等養護学校			
上記要領に準拠	翔南高等学校			

* 規程・要領名は、平成18年4月1日時点の名称である。(以下、同じ)

(注1) 林業種苗払下規程では、払下げ代金は、納入期限までに納入しなければならないという規定になっている。

2 事前申請及び代金の前納について

豚の精液、林業種苗、牧草の種子等の生産物は、規定どおり事前申請・代金の前納

について適用されている。

野菜、果物、花卉、サトウキビ、肉用牛、牛乳、子牛等については、即売、委託販売契約等又は、家畜せり市場への出荷を行っているため、事前申請・代金の前納が適用されていない。

また、牛の精液や稚魚等は事前申請はあるものの、代金の前納については適用がされていない。

県立農林高校等の生産物の代金は、財務規則に基づいて後納で取り扱っている。事前申請については、財務規則上、特に規定がないため申請書を徴していない。

表 2-2 生産物の払下げ手続きの適用状況（平成 17 年度の実産物）

監査対象機関名	主な生産物	生産物の 払下げ方法	事前申請	代金の前納
農業研究センター	野菜	即売	×	×
	サトウキビ	工場出荷	×	×
農業研究センター宮古島支所	野菜・果物	即売	×	×
	サトウキビ	工場出荷	×	×
農業大学校	野菜・花卉等	即売	×	×
畜産研究センター	牛(枝肉)・牛乳	委託販売契約等	×	×
	子牛	家畜市場へ出荷	×	×
家畜改良センター	豚(種豚・子豚等)	委託販売契約等	×	×
	豚の精液等	申請書	○	○
北部家畜保健衛生所	牛の精液	申請書	○	×
八重山家畜保健衛生所	牛の精液	申請書	○	×
	牧草の種子等	申請書	○	○
南部林業事務所	林業種苗	申請書	○	○(注1)
水産海洋研究センター	イカ類	申請書	×	×

監査対象機関名	主な生産物	生産物の 払下げ方法	事前申請	代金の前納
水産海洋研究センター石垣支所	稚魚・稚貝	申請書	○	×
栽培漁業センター	稚魚	申請書	○	×
海洋深層水研究所	野菜	委託販売契約等	×	×
	海洋深層水等	申請書	○	○・×(注2)
中部農林高等学校	野菜等	即売	—	
	花卉	委託販売契約等		
南部農林高等学校	野菜・花卉等	即売		
	肉用豚・子豚等	委託販売契約等		
宮古農林高等学校	野菜・花卉等	即売		
	肉用豚・子牛等	委託販売契約等		
	サトウキビ	工場出荷		
八重山農林高等学校	野菜・花卉等	即売		
	肉用豚、子牛等	委託販売契約等		
	サトウキビ	工場出荷		
沖縄高等養護学校	野菜・花卉等	即売		
翔南高等学校	水産加工食品等	即売		

(注1) 林業種苗払下規程では、払下げ代金は、納入期限までに納入しなければならないという規定になっているが、運用上、代金の前納としている。

(注2) 海洋深層水等の払下げで、一部の業者に対しては、代金が後納となっている。

3 払下げ価格の決定状況について

生産物の払下げ価格は、市価を勘案して当該機関の長等が決定することと規定されているが、各現場での運用状況は、次のとおりとなっている。

(1) 規定どおりに実施している。

(農業大学校、北部家畜保健衛生所、水産海洋研究センター)

(2) 委託販売契約、家畜せり市場への出荷及び、サトウキビの工場出荷等の場合は、当該機関の長が価格を決定することができない。(農業研究センター、農業研究センター宮古島支所、畜産研究センター、家畜改良センター、海洋深層水研究所)

(3) 市価を調査せずに、従来 of 価格をそのまま踏襲している。

(家畜改良センター、八重山家畜保健衛生所、南部林業事務所、海洋深層水研究所)

(4) 価格の決定権者が決定していないため、当該規定どおりに実施できていない。

(南部林業事務所、水産海洋研究センター石垣支所、栽培漁業センター)

(5) 県立農林高校等の生産物については、財務規則に基づき学校長が決定している。

表 2-3 払下げ価格の決定状況

規程・要領名	価格の決定方法	監査対象機関名	価格決定の適用状況
農業研究センター生産物 払下規程第9条	市価を勘案して最低販売価格を所長が定める	農業研究センター	野菜と果物は、適用している。
		農業研究センター宮古島支所	サトウキビは搬入後の計測により価格が決まるため、所長が価格決定できない。
農業大学校生産物 払下規程第9条	市価を勘案して校長が定める	農業大学校	適用している
畜産生産物 払下規程第9条	市価を勘案してセンター等の長が定める	畜産研究センター	委託販売契約等や家畜せり市場への出荷のため、センターの長が価格を決定できない。
		家畜改良センター	委託販売契約等のためセンター長が、価格決定できない豚の精液は、従来 of 価格を踏襲している
		北部家畜保健衛生所	適用している

規程・要領名	価格の決定方法	監査対象機関名	価格決定の適用状況
畜産生産物 払下規程第9条	市価を勘案してセンター等の長が定める	八重山家畜保健衛生所	牛の精液は、センター等の長が決定している。 牧草の種子等は、従来の価格を踏襲している。
林業種苗 払下規程第5条	市価を勘案してあらかじめ知事が定める	南部林業事務所	従来の価格を踏襲している。 ヒラミレモン等、一部種苗の価格は、所長が決定している。
水産生産物 払下規程第9条	市価を勘案してセンターの長が定める	水産海洋研究センター	適用している。
		水産海洋研究センター石垣支所	価格の決定権者が決定していない。
		栽培漁業センター	
海洋深層水研究所生産物 払下規程第9条	市価等を勘案して所長が定める	海洋深層水研究所	海洋深層水、表層水、魚類等、従来の価格を踏襲している。 野菜は、委託販売のため当該所長で価格の決定ができない。
県立農林高等学校 生産物取扱要領	特に規定はない	中部農林高等学校	財務規則に基づき学校長が定めている。
		南部農林高等学校	
		宮古農林高等学校	
		八重山農林高等学校	
		沖縄高等養護学校	
		翔南高等学校	

4 領収証の交付等について

(1) 領収証の交付について

生産物の払下げにおいて、地域住民等に対する即売等で、現金を直接収納する場合は、出納機関は財務規則第46条第1項に基づき領収証を交付する必要がある。

るが、各現場での取り扱いは、次のとおりとなっている。

ア 領収証を交付している。（農業研究センター宮古島支所、家畜改良センター）

イ 生産物の件数が多いため事務が煩雑になることや農林高校祭等のように複数箇所において一斉販売を行う場合には、領収証を交付することは実態的に無理があるので交付していない。（農業研究センター、各農林高校等）

ウ 地域住民等に対し生産物の即売を行っているが、事務処理上、担当職員へ一括販売の形で、当該職員に対して納入通知書を発行している。（農業大学校）

表2-4 現金取扱状況について

監査対象機関名	現金取扱いの有無	領収証の交付の有無	交付すべき領収証を交付しない理由等
農業研究センター	有	無	煩雑である
農業研究センター宮古島支所	有	有	—
農業大学校	有	無	納入通知書の交付
畜産研究センター	無	—	—
家畜改良センター	有	有	—
北部家畜保健衛生所	無	—	—
八重山家畜保健衛生所	無	—	—
南部林業事務所	無	—	—
水産海洋研究センター	無	—	—
水産海洋研究センター石垣支所	無	—	—
栽培漁業センター	無	—	—
海洋深層水研究所	無	—	—
中部農林高等学校	有	無	煩雑、無理がある
南部農林高等学校	有	無	煩雑、無理がある
宮古農林高等学校	有	無	煩雑、無理がある
八重山農林高等学校	有	無	煩雑、無理がある
沖縄高等養護学校	有	無	煩雑、無理がある
翔南高等学校	有	無	煩雑、無理がある

(2) 生産物台帳について

各機関の長は、財務規則第201条に基づき生産物台帳を整備する必要があるが、各現場での取扱いは、次のとおりとなっている。

ア 当該台帳に代わるもので管理している。

① 豚の精液を精液採取記録簿で管理している。 (家畜改良センター)

② 樹苗生産計画書で管理している。 (南部林業事務所)

イ 生産物台帳を整備しているものの、次のような課題がある。

農林高校等においては、野菜や果物、鶏卵等のように比較的短期間で変質・腐敗するような生産物や鶏卵、牛乳等のように日々生産され払下げられる生産物について、生産物報告書や生産物処分伺、生産物処分報告書等の事務も行いながら当該台帳の整備を行っているため、現場における事務負担が大きい。

第3 監査の意見

各試験研究機関等における生産物の払下げは、沖縄県財務規則及びそれぞれの機関で制定された払下規程等に基づき処理することになっている。

監査の結果、生産物の払下げ手続きで事前申請及び代金の前納を規定しているものの、当該払下規程に沿った事務処理がなされていないものが、多数見受けられた。

これは、各払下規程で対象とする生産物は、本来、試験研究等の成果として、広く県内に普及を図る必要のある種苗や種畜、家畜の精液等に限定すべきところ、すべての生産物を対象としたことに起因していると思われる。

このことから、各払下規程について、次のとおり適用すべき生産物の対象を明確にするとともに、適用することが適当でない生産物は、その事務処理の明確化及び透明化を図るため、現行払下規程の見直しや取扱要領の制定等を検討する必要がある。その際は、各機関の統一的な取り扱いを図る観点から、総合的に検討する必要がある。

なお、財務規則に係る領収証の取り扱い及び生産物台帳の整備については、現場の実状等を勘案し、その事務改善に向けて検討する必要がある。

1 払下規程を適用すべき生産物について

現行の払下規程で対象とする生産物は、事前申請、代金の前納、成績の報告等が規定されていることから、試験研究等の成果として、広く県内に普及を図る必要のある種苗や種畜、家畜の精液等であると思われる。

しかし、現行の払下規程ではすべての生産物を対象としていることから、適用に問題が生じているので、本来の趣旨に沿って整理する必要がある。

2 その他の生産物の取り扱いについて

試験研究等の結果生じた生産物や農業大学校における実習生産物のように、地域住民等に売り払いされる生産物は、現行払下規程による事務処理に無理があると思われるので、現場の実態を十分に把握し、当該払下規程の見直しや取扱要領の制定等を検討し、適正化を図る必要がある。

資料 各機関毎の監査結果

各監査対象機関における監査の結果は、次のとおりである。

機 関 名	監 査 結 果
農 業 研 究 セ ン タ ー	<p>農業研究センターの生産物は、野菜とサトウキビである。野菜については、当該センターの職員に対し即売を行い、サトウキビは製糖工場へ出荷している。</p> <p>1 農業研究センター生産物払下規程に基づく事務処理について</p> <p>(1) 農業研究センター生産物払下規程第3条では、申請者は当該センター所長に事前申請をすることになっている。しかし</p> <p>ア 野菜は即売のため、申請書を徴していない。</p> <p>イ サトウキビは製糖工場へ出荷しているため、事前申請がなされていない。</p> <p>(2) 同規程第5条では、代金は前納することになっている。しかし</p> <p>ア 野菜は即売のため、代金は前納になっていない。</p> <p>イ サトウキビは製糖工場に搬入した後、搬入量や糖度等を測定することによってはじめて価格が確定することになるため、代金は後納となっている。</p> <p>(3) 同規程第9条では、生産物の価格は、市価を勘案してその最低販売価格を当該所長が定めることになっているが、サトウキビの価格は、搬入量や糖度を測定することによって決定されるため、当該所長が決定することができない。</p> <p>2 財務規則に基づく事務処理について</p> <p>納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則第46条第1項に基づき領収証を交付しなければならないが、交付していない。</p>
農 業 研 究 セ ン タ ー 宮 古 島 支 所	<p>農業研究センター宮古島支所の生産物は、野菜、果物及びサトウキビである。野菜と果物については、地域住民等に対し即売を行い、サトウキビは製糖工場へ出荷している。</p> <p>農業研究センター生産物払下規程に基づく事務処理について</p> <p>(1) 農業研究センター生産物払下規程第3条では、申請</p>

機 関 名	監 査 結 果
<p>農業研究センター 宮古島支所</p>	<p>者は、当該センター所長に事前申請をすることになっている。しかし</p> <p>ア 野菜と果物は即売のため、申請書を徴していない。 イ サトウキビは製糖工場への出荷のため、申請書を徴していない。</p> <p>(2) 同規程第5条では、払下げ代金を前納することになっているが、</p> <p>ア 野菜と果物は即売のため、代金は前納になっていない。 イ サトウキビは製糖工場に搬入した後、搬入量や糖度等を測定することによってはじめて価格が確定することになるため、代金は後納となっている。</p> <p>(3) 同規程第9条では、生産物の価格は、市価を勘案して、その最低販売価格を当該所長が定めることになっているが、サトウキビの価格は、搬入量や糖度を測定することによって決定されるため、当該所長が決定することができない。</p>
<p>農 業 大 学 校</p>	<p>農業大学の主な生産物は、野菜、果樹、花卉、子牛等である。</p> <p>当該生産物の大半は、委託販売契約に基づく市場での販売であるが、農業大学校生産物払下規程第1条で委託販売及びせり売りの場合は同規程の適用がない旨、規定されている。</p> <p>主に市場に出荷できない規格品外の生産物を、地域住民等に対し即売を行っている。</p> <p>1 農業大学校生産物払下規程に基づく事務処理について</p> <p>(1) 生産物は即売のため、農業大学校生産物払下規程第3条に基づく申請書を徴していない。 (2) 同規程第5条では、払下げ代金は前納することになっているが、即売のため前納にはなっていない。</p> <p>2 財務規則に基づく事務処理について</p> <p>生産物の即売は、実際は地域住民等に対するものであるが、事務処理上は各学科の担当職員への一括販売として処理し、現金を直接収納したにもかかわらず当該職員に対し、納入通知書を発行することにより、財務規則第46条第1項に基づく領収証の交付を省略している。</p>

機 関 名	監 査 結 果
畜産研究センター	<p>畜産研究センターの主な生産物は、牛(枝肉)、豚、牛乳子牛等である。</p> <p>牛(枝肉)と豚は主に農業協同組合へ、牛乳は酪農農業協同組合へ、いずれも委託販売契約等に基づいて行われている。子牛は家畜せり市場への出荷となっている。</p> <p>畜産生産物払下規程に基づく処理について</p> <p>(1) 委託販売契約等や家畜せり市場への出荷によるため、畜産生産物払下規程第3条に基づく事前申請及び同規程第5条に基づく代金の前納とはなっていない。</p> <p>(2) 同規程第9条では、生産物の価格は、市価を勘案し当該センター等の長が定めることになっているが、委託販売契約等及び家畜せり市場への出荷によるため、当該センター等の長が価格を決定できない。</p>
家畜改良センター	<p>家畜改良センターの主な生産物は、子豚、種豚、豚の精液等である。子豚や種豚は委託販売契約等に基づき畜産農家や食肉加工業者等に、豚の精液は申請書により家畜人工授精師へ払下げている。</p> <p>1 畜産生産物払下規程に基づく事務処理について</p> <p>(1) 豚の精液や一部、種豚の払下げにおいては、当該規程どおり事前申請及び代金の前納がなされている。</p> <p>当該生産物の多くは、委託販売契約等で行っているため、畜産生産物払下規程第3条に基づく事前申請及び同規程第5条に基づく代金の前納とはなっていない。</p> <p>(2) 同規程第9条では、生産物の価格は、市価を勘案し当該センター等の長が定めることになっているが、委託販売契約等によるため、当該センター等の長が価格を決定できないものがある。</p> <p>(3) 同規程第9条では、価格は市価を勘案し、センター等の長が決定することになっているが、豚の精液は、従来の価格を踏襲している。</p> <p>2 財務規則に基づく事務処理について</p> <p>当該センター長は、物品管理者として財務規則第201条の規定に基づき、生産物台帳を備え所定の事項を登記しなければならないが、豚の精液に係る当該台帳が整備されておらず、代わりに精液採取記録簿で管理している。</p>

機 関 名	監 査 結 果
北部家畜保健衛生所	<p>北部家畜保健衛生所の生産物は、牛の精液であり、家畜人工授精師への払下げである。</p> <p>畜産生産物払下規程に基づく事務処理について 畜産生産物払下規程第3条に基づく事前申請はあるものの、同規程第5条に基づく代金の前納とはなっていない。</p>
八重山家畜保健衛生所	<p>八重山家畜保健衛生所の生産物は、牛の精液、乾草及び牧草の種子である。</p> <p>牛の精液は、家畜人工授精師や獣医師等に乾草と牧草の種子は、畜産農家へ払下げている。</p> <p>畜産生産物払下規程に基づく事務処理について (1) 牛の精液は畜産生産物払下規程第3条に基づく事前申請はあるものの、同規程第5条に基づく代金の前納とはなっていない。 乾草と牧草の種子は、同規程第3条及び5条に基づいて事前申請及び代金の前納がなされている。 (2) 同規程第9条では、価格は市価を勘案してセンター等の長が定めることになっているが、乾草と牧草の種子は従来の価格を踏襲している。</p>
水産海洋研究センター	<p>水産海洋研究センターの生産物は、漁ろう試験により漁獲されたイカ類で、水産加工業者へ払下げている。</p> <p>水産生産物払下規程に基づく事務処理について 申請書の提出はあるものの、水産生産物払下規程第3条に基づく事前申請とはなっていない。 また、同規程第5条に基づく払下げ代金の前納とはなっていない。</p>
水産海洋研究センター 石 垣 支 所	<p>水産海洋研究センター石垣支所の生産物は、ヤイトハタの稚魚とシャコガイの稚貝であり、各漁業協同組合へ払下げている。</p> <p>水産生産物払下規程に基づく事務処理について 水産生産物払下規程第3条に基づき、事前申請はなされるものの、同規程第5条に基づく代金の前納とはなっていない。</p>

機 関 名	監 査 結 果
<p>栽培漁業センター</p>	<p>栽培漁業センターの生産物は、スギ、ハマフエフキ、マダイ等の稚魚であり、各漁業協同組合に払下げている。</p> <p>水産生産物払下規程に基づく事務処理について 水産生産物払下規程第3条の規定に基づき、事前申請はなされるものの、同規程第5条に基づく代金の前納とはなっていない。</p>
<p>海洋深層水研究所</p>	<p>海洋深層水研究所の主な生産物は、海洋深層水、表層水、魚類、野菜等であり、各種企業、漁業協同組合、ホテル、農業協同組合等へ払下げている。</p> <p>海洋深層水研究所生産物払下規程に基づく事務処理について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 野菜は農業協同組合等への委託販売を行っているため、海洋深層水研究所生産物払下規程第3条に基づく事前申請及び同規程第5条に基づく価格の前納とはなっていない。 2 野菜は農業協同組合等に委託販売を行っているため、同規程第9条に基づき、当該所長が価格を決定することはできない。 3 海洋深層水等については、同規程第3条に基づく事前申請はあるものの、一部の業者においては、同規程第5条に基づく代金の前納にはなっていない。 4 同規程第9条では、生産物の価格は市価を勘案して、当該所長が定めることになっているが、従来の価格を踏襲している。
<p>南部林業事務所</p>	<p>南部林業事務所の生産物は、ヒラミレモン、ナンヨウスギ、イヌマキ等の林業種苗であり、県森林組合連合会や県緑化種苗協同組合、建築会社、個人等へ払下げている。</p> <p>林業種苗払下規程第3条に基づく事前申請及び同規程第4条第2項に基づく代金の納付については、当該規定どおりの処理となっている。</p> <p>1 林業種苗払下規程に基づく事務処理について (1) 同規程第5条では、種苗の価格は市価を勘案してあらかじめ知事が定めることになっているが、従来の価格を踏襲している。</p>

機 関 名	監 査 結 果
南 部 林 業 事 務 所	<p>(2) 同規程第5条では、種苗の価格は市価を勘案してあらかじめ知事が定めることになっているが、種苗については、当該所長が決定している。</p> <p>2 財務規則に基づく事務処理について 当該所長は、物品管理者として財務規則第201条の規定に基づき、生産物台帳を備え所定の事項を登記しなければならないが整備されておらず、代わりに樹苗生産計画書で管理している。</p>
中 部 農 林 高 等 学 校	<p>中部農林高等学校の主な生産物は、野菜、花卉、鶏卵、その他製造加工食品等であり、花卉は一部、委託販売を行っている。その他の生産物は地域住民等への即売である。</p> <p>毎月第3金曜日は、地域住民を対象とした「中農市」を開催し、校門前で即売を行っている。</p> <p>財務規則に基づく事務処理について 出納機関は、納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則第46条第1項に基づき領収証を交付しなければならないが、交付していない。</p>
南 部 農 林 高 等 学 校	<p>南部農林高等学校の主な生産物は、野菜、花卉、鶏卵、豚(子豚、肉用豚)、その他製造加工食品等である。</p> <p>豚は、農業協同組合等への委託販売を行っているが、その他の生産物は地域住民等への即売である。</p> <p>財務規則に基づく事務処理について 出納機関は、納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則第46条第1項に基づき領収証を交付しなければならないが、交付していない。</p>
宮 古 農 林 高 等 学 校	<p>宮古農林高等学校の主な生産物は、野菜、花卉、鶏卵、牛、豚、その他製造加工食品等である。</p> <p>牛は農業協同組合への委託販売、豚は食肉センターへの契約販売であり、その他は地域住民等への即売である。</p> <p>なお、毎月第4金曜日は、地域住民を対象とした「宮農市」を開催し、即売を行っている。</p>

機 関 名	監 査 結 果
宮古農林高等学校	<p>財務規則に基づく事務処理について 出納機関は、納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則第 46 条第 1 項に基づき領収証を交付しなければならないが、交付していない。</p>
八重山農林高等学校	<p>八重山農林高等学校の主な生産物は、野菜、花卉、鶏卵、牛、豚、その他製造加工食品等であり、地域住民等への即売となっている。</p> <p>財務規則に基づく事務処理について 出納機関は、納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則第 46 条第 1 項に基づき領収証を交付しなければならないが、交付していない。</p>
沖縄高等養護学校	<p>沖縄高等養護学校の主な生産物は、野菜、花卉、窯業製品、木工製品、皮製品等であり、地域住民等への即売を行っている。</p> <p>なお、野菜や花卉は、校門前での無人販売も行っている。</p> <p>財務規則に基づく事務処理について 出納機関は、納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則第 46 条第 1 項に基づき領収証を交付しなければならないが、交付していない。</p>
翔南高等学校	<p>翔南高等学校の主な生産物は、かまぼこや佃煮、まぐろ油漬けかんづめ等の水産加工食品であり、地域住民等への即売を行っている。</p> <p>財務規則に基づく事務処理について 出納機関は、納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則第 46 条第 1 項に基づき領収証を交付しなければならないが、交付していない。</p>